

児童クラブの利用についてよくある質問

No	お問い合わせ内容	回 答
1	子どもが小学校に入学したのを機に、就職を検討しています。年度の途中でも児童クラブに入会できますか？	児童クラブ利用の要件（保護者就労等で児童を見守る者がいない等）を満たし、低学年であれば、年度途中でも原則申請可能です。お住まいの学区にある児童クラブにご相談ください。
2	夜勤のある仕事に就いていて、児童の下校時間帯は在宅しています。児童クラブを利用できますか？	できます。 夜勤の場合は日中に体を休める必要があるため、児童クラブをご利用いただけます。
3	在宅ワークをしています。この場合、児童クラブの利用はできますか？ （フリーランス、農業等の個人事業主も同様）	できます。 就労の実態や収入の状況を把握させていただくため、所定の就労証明書の他に、補助書類として「開業届」「確定申告書」等のコピーの提出をお願いします。
4	現在の仕事を退職し、4月からは新しい仕事に就く予定です。入会申請はどのようにすればいいですか？	入会申請は申請時の状況について行うので、入会申請提出時点の就労状況をお知らせください。「入会決定通知書」の送付後に就労先が変わったら、速やかに「利用状況変更届」と「就労証明書」を提出してください。
5	産休・育休中は児童クラブを利用できますか？	できます。
6	現在は無職ですが、4月からの仕事が決まっている場合、入会申請はどのようにしたらいいですか？ （就労先からすぐに就労証明書を発行してもらえない場合も同様）	市の様式の「その他の理由申立書」に就労状況予定を記載のうえ、入会申請をしてください。 就職が決まり次第、速やかに就労先から「就労証明書」を作成してもらうとともに「利用状況変更届」の提出をお願いします。

No	お問い合わせ内容	回 答
7	現在求職活動中ですが、仕事が決まり次第、新年度の児童クラブ利用を希望しています。入会申請はどのようにしたらいいですか？	就職が決まってからの途中入会が可能ですので、その時点で手続きをして下さい。 現在、職業訓練校に在学する等して求職活動をしている場合は、その学校発行の「在籍証明書」と、市の様式の「その他理由申立書」を添付して入会申請を行ってください。入会審査はこれを元に行いますが、就職が決まり次第、就労先から「就労証明書」を作成してもらうとともに、「利用状況変更届」の提出をお願いします。就職が決まっていない場合は、利用できないことがあります。
8	就労証明書は長岡市指定の様式でなければいけませんか？	児童クラブの入会申請では、以下の就労証明書を有効とします。優先順位順に、 ①児童クラブ入会申請用の就労証明書 ②保育園入園申込用の就労証明書 ③勤務先企業独自の就労証明書 ④学区外就学申請時の就労証明書 ①は、児童クラブでお渡しできるほか、長岡市ホームページからダウンロードできます。
9	祖父母がシルバー人材センターに登録していますが、依頼のあった日だけ単発で仕事をしています。この場合でも児童クラブに登録できますか？	できます。シルバー人材センターに発行してもらう「就労証明書」のほか、「その他の理由申立書」に「シルバー人材センターの依頼により、仕事をする日があるため」と記載して提出してください（シルバー人材センターに登録し、派遣で定期的に仕事をしている場合は、シフト表の添付でクラブの入会申請が可能です）。 ただし、児童クラブには日々大勢の児童が来館します。お家の方の仕事がお休みの日は、お子さんには自宅に下校していただきますようご協力をお願いします。

No	お問い合わせ内容	回 答
10	同居の保護者がファミリーサポートの提供会員として働いています。この場合児童クラブを利用できますか？	有償・無償にかかわらず、ボランティア活動のために児童クラブに子どもを預けることはできません。放課後は自宅でお子様の見守りをお願いします。
11	保護者の迎えはどうしても必要ですか？(子どもだけで帰宅させてほしい)	長岡市の児童クラブの利用条件は「保護者による送迎（送りは長期休暇、土曜日等のみ）」です。申請時にお伝えいただいた方（母、父、祖父母等）による送迎をお願いします。 但し、18 歳以下の兄弟等の送迎はできません。 お仕事の都合等で保護者の迎えが難しい場合は、ファミリーサポートセンターのご利用もご検討ください。 お子様の安全を確保するため、ご理解とご協力をお願いします。
12	複数の児童クラブに登録しておくことはできますか？	できません。 長岡市が設置する児童クラブについては、児童 1 人につき 1 カ所の登録とします。
13	母（父、祖父母）が退職しました。就労の予定はありません。児童クラブは使えますか？	児童クラブは保護者の就労支援を目的としているものです。保護者の方が退職された場合は、退会の手続きをお願いします。 その後新たに就労し、児童クラブの入会を希望する場合は改めてご相談のうえ、申請してください。（低学年優先となります）